



## 日韓請求権問題の未解決点について

39.12.12 理財局

日韓請求権問題については、37年末の大平・金了解によつて大筋の合意をみているとはいえ、なお以下の今後解決を要する困難な重要問題を残している。

### (1) 韓国側請求権の全面的消滅

経済協力の随伴的効果として韓国側の対日請求権は全面的に消滅することを当然の前提としている。

しかしながら韓国側は、消滅するのは従来請求権委員会で取扱つた一般請求権のみであつて、それ以外の船舶及び文化財の請求権は消滅しないとの主張を行なつております。また、韓国国民の個別的な権利行使の放棄に関する見解も必ずしも明かでない。

### (2) わが方の主張すべき請求権

わが方は、韓国側の対日請求権の全面放棄に対応して経済協力を供与するのであり、本来韓国と相互放棄を行

なう立場にないから、平和条約４条⑩項によつて主張し  
えない請求権以外の日本側請求権はすべて主張すべきで  
ある。もしわが方の請求権を放棄するときは、国内的に  
は損失補償等困難な問題を惹起し、さらには、今後の中  
国等との特別取極の際のわが国の立場を不利とすること  
となる。

わが方として主張すべき請求権としては次のものがあ  
る。

① 拿捕漁船請求権 (李ライン立入り等の理由で韓國  
側に拿捕された日本漁船に関する

請求権)

② 国有船舶請求権 (昭和24年S C A P指令に基づ  
いて韓国側に引渡した4隻と引換

えに日本政府が所有権を取得した  
5隻の船舶に対する請求権)

③ 38度線以北の（米軍令33号による処分の効  
日本財産に関する請求権 力が及んでいない地域における  
日本財産に対する請求権）

(3) 大平・金了解 자체についても、なお次のような未合  
意点が残されている。

① 解決の対象となる請求権の範囲

（(1)で説明のとおり。）

② % 残高の償還期間及び方法

③ 有償経済協力の返済期間

④ 経済協力の具体的な実施方法

以上のように、請求権問題解決のためには、なお重  
要かつ困難な問題があり、かりに漁業交渉が合意に達  
し一挙に諸懸案解決ということになつても簡単に進行  
し得ない状況にある。